

苦情(再苦情)申立書

令和 6年 2月 28日

葛南港湾事務所長 秋葉 伸一 様

〒260-0028  
主たる営業所の所在地 千葉県千葉市中央区新町17-16  
新町芳野ビル6階  
商号又は名称 ライト工業株式会社 千葉営業  
代表者名 所長 二宮 正 範  
電話番号 043-301-6586

1 苦情(再苦情)申立者の入札参加資格等

(1) 建設業許可番号 国土交通大臣許可 特-1 第 3660 号

(2) 入札参加業種及び格付け

土木一式工事 格付け A

2 苦情(再苦情)を申し立てる工事

工事名 千葉港高潮対策工事(栄高潮護岸地盤改良工その6)

3 苦情(再苦情)を申し立てる理由

一般競争入札の参加資格確認の結果、資格要件5を満たしていないため参加資格無しとなりました。提出した参加資格確認申請書に添付した 工種別内訳書(総括表) PDFファイルの P32 に記載されている 海上地盤改良工 高圧噴射攪拌工 は同種工事実績とは認めていただけないのでしょうか。ご教授お願い致します。

注1 この申立書は、持参又は書留等配達日が特定できる郵便等により、提出してください。

2 この申立書は、苦情(再苦情)の申立てに対する回答をしたときは、回答書とともに公表されます。



第3号様式

苦情の申立てに対する回答書

葛 港 第 988 号  
令和6年 2月 29日

ライト工業株式会社  
千葉営業所 所長 二宮 正範 様

千葉県葛南港湾事務所



令和6年2月28日付けの苦情の申立てについて、下記のとおり回答します。

記

1 苦情の申立てがあった工事

工事名  
千葉港高潮対策工事（栄高潮護岸地盤改良工その6）

2 回答

一般競争入札参加資格確認申請書に添付された資格確認資料は、コリンズ登録内容確認書（工事实績）及び見積資料と認識しております。

コリンズ登録内容確認書（工事实績）は、「海上における地盤改良工事」についての記載が無いため、同種工事としての確認が出来ません。

また、図面の写し等の添付が無いため、明らかに同種工事を施工したという実績が確認出来ません。

以上の理由により、当該一般競争入札の参加資格は無しと判断しました。

(教示)

この回答書による説明に不服のあるときは、回答の日から7日以内（千葉県の休日を定める条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）に、知事（又は、教育委員会委員長、水道局長、企業庁長、病院局長）に対して再苦情の申立てをすることができます。

なお、再苦情申立書の提出先は、次のとおりです。

郵便番号 273-0012  
住 所 千葉県船橋市浜町2-5  
機 関 名 千葉県葛南港湾事務所  
電話番号 047-433-1876